

防火管理者のみなさまへ

消防訓練をしてください!

消火器は、  
ピン!ポン!パン!



避難口は、  
こちらです!

防火管理者は、その防火対象物について消防計画を作成し、その消防計画に基づき消防訓練を実施しなければなりません。

特に、不特定の人が入り出る建物(※)では、年2回以上の実施が必要です。

また、訓練前には管轄消防署(分署)への連絡(届出書、電話、FAX等)が必要です。

さらに、病院や老人ホームなどの入院、入所施設では夜間を想定した訓練を実施することも大切です。

※不特定の人が入り出る建物…映画館、カラオケボックス、飲食店、物販店、ホテル、病院、福祉施設など

# 消防訓練の種類

## 消火訓練



- ・消火器や屋内消火栓などの事業所に設置されている設備を使用して、初期消火訓練をしましょう。
- ・消防署（分署）にて、訓練用の水消火器を貸し出しています。

## 避難訓練



- ・入所者や来客を安全に避難させる訓練をしましょう。
- ・避難器具の操作方法や、避難口、階段などの避難経路に障害物がないかの確認をしましょう。

## 通報訓練



- ・速やかな 119 番通報ができるように訓練しましょう。
- ・実際に 119 番通報し、消防指令センター員との模擬通報訓練ができます。（必ず管轄消防署（分署）への事前連絡をしてください。）

# 消防訓練の流れ

## 1. 火災の早期確認

自動火災報知設備が設置されている場合は、受信機で出火場所を確かめ、現場に行き、火災の状況を確認する。現場確認時に、消火器を携行し、初期消火に備えることも大切です。



## 2. 初期消火

消火器や屋内消火栓により、素早い初期消火を行う。すべての従業員が消火設備を正しく使えるよう訓練や社内教育を行うことが大切です。



## 3. 119 番通報、避難誘導

通報の際は、落ち着いて消防指令センター員の質問に答える。  
 主な質問 ①火災か救急か ②現場の所在地 ③建物名称 ④連絡先 ⑤何がどれくらい燃えているか ⑥けが人等はいるか  
 避難の際は、煙を吸わないよう低い姿勢を心掛ける。出火場所を把握し、安全な避難経路を利用者に知らせるため、放送設備や拡声器を使用し、的確な避難誘導を行うことが大切です。



消防署員による訓練の指導が必要な場合、消火避難訓練実施計画書を四日市市消防本部ホームページの **申請書ダウンロード** からダウンロードできます。

四日市市消防本部ホームページ <http://www.city.yokkaichi.mie.jp/syoubou/index.shtml>

## ○お問い合わせ・消防訓練の連絡、提出等は…

消防本部予防保安課	059-356-2010	北消防署	059-365-5325
中消防署	059-356-2012	北消防署北部分署	059-361-1119
中消防署中央分署	059-325-4717	北消防署朝日川越分署	059-377-4945
中消防署西分署	059-326-2583	南消防署	059-345-0530
		南消防署南部分署	059-349-5119